

## 1 障害者権利条約

わが国において障害者権利条約を批准するにあたっては、条約に盛り込まれた障がい者の権利擁護と合理的配慮という概念、条約において締約国が措置を求められている事項を達成するために、障がい者等に係る広範な国内法の制度改革及び整備を行う必要がある。民主党は障がい者制度改革推進本部を内閣に設置し、そうした障がい者政策の抜本改革を検討し立法化する。推進本部のもとに有識者や障がい当事者等が参加する委員会を設置する。

## 2 障害者自立支援法について

障害者自立支援法は廃止し、「障がい者総合福祉法」として抜本的に見直す。障がい者等の範囲・定義を見直し、いわゆる「制度の谷間」と言われる福祉サービスの対象外をなくし、幅広く福祉サービスが利用できるようにする。利用者負担については、現行の「定率負担（応益負担）」を廃止し、利用者本人の「応能負担」を基本とする。障がい者等が身近な地域で福祉サービスを選択・利用できるよう障がい種別や年齢で区分されることなく、ニーズに応じた福祉サービス体系を構築する。

## 3 手話通訳等のコミュニケーション支援事業

障がい者個人の社会参加として利用する日常生活用具の給付等、移動支援については、個別給付のサービス支援（「生活・社会参加サービス支援」）として位置付ける。コミュニケーション支援（手話通訳等を行う者の派遣）については、原則利用者負担なしで行うものとする。

## 4 選挙

現在の選挙制度では、公報・政見放送・投票における手話、点字又は文字表記（字幕）等が効果的かつ完全には行われていないので、障がい者の政治的権利の享有及び権利行使する機会を十分に保障するために、障がい者が候補者等の情報を容易に入手し、投票できる体制の整備を推進する。

## 5 障がい者の就労、所得保障

障害者雇用促進法については、法定雇用率の対象となる障がい者の範囲を拡大し、法定雇用率のさらなる引き上げを行い、履行の徹底をはかる。障がい者の雇用の促進のみならず、就労におけるコミュニケーション支援の整備、障がい者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の充実等、障がい者の雇用の継続を図るために必要な施策を講

じる。また、障がい者による起業を支援すること等、自営などによる雇用以外の就業形態による就業についてもその促進を図る。公契約に際し、「総合評価入札制度」における障がい者の法定雇用率を評価項目として義務付ける公契約規定を検討することなど、障がい者等の一般雇用がさらに促進するよう施策の推進を行う。国及び地方公共団体等が優先的に障がい者就労事業所から物品等を調達すること等により、障がい者就労事業所の受注の機会の増大を図る。

さらに、障がい者の所得の確保に係る施策の在り方について、就労を促進し、障がい者に対する手当は就労による所得を補完するものと位置付け、真に自立した生活ができるよう障がい者に対する手当の支給対象の拡大と支給額の引上げを検討する。あわせて、障害年金の在り方及び年金受給権を有しない障がい者（無年金障がい者）に対する措置については年金制度の抜本改革の際に検討する。障がい者の地域生活の基本として、「住宅手当」の創設（生活保護基準を参考）と住まいの確保策（地域基盤整備）を検討する。

以上